

貯金規定 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
定期積金規定 1. ～ 8. (省略) 9. (自動満期処理の特約) 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(満期日が休日の場合は満期日を起算日として翌営業日)</u> に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1) (省略) (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします (3) ～ (4) (省略) 10. ～ 23. (省略) 以 上 <u>(令和 6 年 4 月 1 日現在)</u>	定期積金規定 1. ～ 8. (省略) 9. (自動満期処理の特約) 前記第 8 条により、自動満期処理の特約の申出があった場合は、この積金を満期日 <u>(追加)</u> に自動的に解約し、給付契約金（税引後）の全額についてあらかじめ指定を受けた次の内容により取扱います。 (1) (省略) (2) 当座性貯金へ預入れする場合の取扱い ①貯金口座は、既に開設されている当座性貯金に預入れします。ただし、この積金を総合口座通帳に組入れているときは、当該普通貯金口座への預入れに限ります。 ②預入金額は、給付契約金（税引後）金額または前記第 1 項第 3 号の指定により定期貯金を作成した場合の残額とします (3) ～ (4) (省略) 10. ～ 23. (省略) 以 上 <u>(令和 4 年 4 月 1 日現在)</u>